区分	定員	備考
本省	一八、四七〇人	
林野庁	五、二五六人	うち、四、七六九人は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第一条第二項第四号に掲げる職員の定員とする。
水産庁	九〇八人	
合計	二四、六三四人	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の農林水産省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
林野庁	平成二十二年九月三十日までの間	五、二五九人	うち、四、七六九人は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第一条第二項第四号に掲げる職員の定員とする。

○農林水産省令第三十二号

土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）附則第十二項の規定に基づき、土地改良法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

土地改良法施行規則の一部を改正する省令

土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第二十二号

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆

経済産業省組織規則の一部を改正する省令

経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百五十五条の二」を「第二百五十五条の二・第二百五十五条の三」に、「第二百五十五条の三・第二百五十六条」を「第二百五十五条の四・第二百五十六条」に改める。

第二条第一項中「五十人」を「四十八人」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二　北東アジア課に、韓国室を置く。

2　韓国室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　朝鮮との通商に関する協定又は取決めの実施に関すること。

二　前号に掲げる地域について通商に関し調査すること。

三　第一号に掲げる地域からの外国公館との連絡に関すること。

四　第一号に掲げる地域との間の通商使節及びこれに類するもののあっせんに関すること。

3　韓国室に、室長を置く。

第二章第一節第一款第三目中第二百五十五条の三を第二百五十五条の四とし、同款第二目中第二百五十五条の二の次に次の一条を加える。

（再生可能エネルギー推進室）

第二百五十五条の三　新エネルギー対策課に、再生可能エネルギー推進室を置く。

2　再生可能エネルギー推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　再生可能エネルギー源の利用の推進に関する政策の企画及び立案に関すること。

二　再生可能エネルギー源の利用の推進に関する広報並びに情報の収集及び分析に関すること。

3　再生可能エネルギー推進室に、室長を置く。

第二百五十七条第一項中「十六人」を「十四人」に改める。

第二百五十八条の見出し及び同条第一項中「電源立地企画官」を「電力需給・流通政策室及び電源立地企画官」に改め、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　電力需給・流通政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　電気の供給計画に関すること。

二　電気の需給の調整及び電気の流通に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

3　電力需給・流通政策室に、室長を置く。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第二十三号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、経済産業省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆

経済産業省定員規則の一部を改正する省令

経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	四、二六二人	
資源エネルギー庁	一、二四六人	
特許庁	二、九〇三人	
中小企業庁	二〇二人	
合計	八、六一三人	

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　改正後の経済産業省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成二十二年九月三十日までの間	四、三四一人
特許庁	平成二十二年九月三十日までの間	二、九一一人